

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第34号

## 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### (飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p>

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満  
である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満  
である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満  
である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満  
である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満  
である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満  
である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満  
である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満  
である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3~7 (略)

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満  
である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満  
である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満  
である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満  
である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満  
である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満  
である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満  
である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満  
である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3~7 (略)

(宿日直手当)

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,700円を超えない範囲内において規則に定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

(期末手当)

第26条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第29条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合にお

(宿日直手当)

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において規則に定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

(期末手当)

第26条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第29条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合にお

いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円

いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円

再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
勤務職	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
員以外	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
の職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900

再任用	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
短時間	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
勤務職	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
員以外	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500

21	<u>225, 600</u>	<u>267, 000</u>	<u>297, 900</u>	<u>338, 700</u>	<u>364, 800</u>	<u>400, 000</u>	<u>451, 100</u>
22	<u>227, 200</u>	<u>268, 000</u>	<u>299, 100</u>	<u>340, 400</u>	<u>366, 300</u>	<u>401, 400</u>	<u>451, 900</u>
23	<u>228, 800</u>	<u>269, 000</u>	<u>300, 300</u>	<u>342, 100</u>	<u>367, 800</u>	<u>402, 800</u>	<u>452, 700</u>
24	<u>230, 400</u>	<u>270, 000</u>	<u>301, 600</u>	<u>343, 700</u>	<u>369, 300</u>	<u>404, 200</u>	<u>453, 500</u>
25	<u>232, 000</u>	<u>271, 000</u>	<u>302, 900</u>	<u>344, 900</u>	<u>371, 000</u>	<u>405, 600</u>	<u>454, 100</u>
26	<u>233, 700</u>	<u>271, 900</u>	<u>303, 900</u>	<u>346, 800</u>	<u>372, 800</u>	<u>406, 800</u>	<u>454, 700</u>
27	<u>235, 000</u>	<u>272, 700</u>	<u>304, 900</u>	<u>348, 500</u>	<u>374, 400</u>	<u>408, 000</u>	<u>455, 300</u>
28	<u>236, 300</u>	<u>273, 600</u>	<u>305, 900</u>	<u>350, 100</u>	<u>376, 100</u>	<u>409, 000</u>	<u>455, 900</u>
29	<u>237, 600</u>	<u>274, 400</u>	<u>307, 000</u>	<u>351, 600</u>	<u>377, 500</u>	<u>410, 100</u>	<u>456, 600</u>
30	<u>238, 700</u>	<u>275, 200</u>	<u>308, 200</u>	<u>353, 200</u>	<u>378, 800</u>	<u>411, 300</u>	<u>457, 400</u>
31	<u>239, 800</u>	<u>276, 000</u>	<u>309, 300</u>	<u>354, 800</u>	<u>380, 000</u>	<u>412, 400</u>	<u>457, 800</u>
32	<u>240, 900</u>	<u>276, 700</u>	<u>310, 500</u>	<u>356, 400</u>	<u>381, 400</u>	<u>413, 500</u>	<u>458, 500</u>
33	<u>242, 000</u>	<u>277, 400</u>	<u>311, 600</u>	<u>358, 100</u>	<u>382, 500</u>	<u>414, 200</u>	<u>459, 000</u>
34	<u>242, 900</u>	<u>278, 200</u>	<u>312, 900</u>	<u>359, 900</u>	<u>383, 400</u>	<u>414, 900</u>	<u>459, 400</u>
35	<u>243, 800</u>	<u>279, 000</u>	<u>314, 200</u>	<u>361, 700</u>	<u>384, 400</u>	<u>415, 500</u>	<u>459, 800</u>
36	<u>244, 800</u>	<u>279, 600</u>	<u>315, 500</u>	<u>363, 500</u>	<u>385, 400</u>	<u>416, 200</u>	<u>460, 200</u>
37	<u>245, 800</u>	<u>280, 300</u>	<u>316, 700</u>	<u>365, 000</u>	<u>386, 200</u>	<u>416, 800</u>	<u>460, 600</u>
38	<u>246, 700</u>	<u>281, 100</u>	<u>318, 000</u>	<u>366, 400</u>	<u>387, 100</u>	<u>417, 400</u>	<u>460, 900</u>
39	<u>247, 600</u>	<u>281, 800</u>	<u>319, 300</u>	<u>367, 800</u>	<u>388, 000</u>	<u>417, 900</u>	<u>461, 200</u>
40	<u>248, 400</u>	<u>282, 500</u>	<u>320, 600</u>	<u>369, 200</u>	<u>388, 800</u>	<u>418, 300</u>	<u>461, 500</u>

21	<u>213, 600</u>	<u>256, 400</u>	<u>287, 300</u>	<u>328, 000</u>	<u>353, 700</u>	<u>388, 500</u>	<u>438, 700</u>
22	<u>215, 200</u>	<u>257, 400</u>	<u>288, 500</u>	<u>329, 700</u>	<u>355, 200</u>	<u>389, 900</u>	<u>439, 500</u>
23	<u>216, 800</u>	<u>258, 400</u>	<u>289, 800</u>	<u>331, 400</u>	<u>356, 700</u>	<u>391, 300</u>	<u>440, 300</u>
24	<u>218, 400</u>	<u>259, 400</u>	<u>291, 100</u>	<u>333, 000</u>	<u>358, 200</u>	<u>392, 700</u>	<u>441, 100</u>
25	<u>220, 000</u>	<u>260, 400</u>	<u>292, 400</u>	<u>334, 200</u>	<u>359, 900</u>	<u>394, 100</u>	<u>441, 700</u>
26	<u>221, 700</u>	<u>261, 300</u>	<u>293, 400</u>	<u>336, 100</u>	<u>361, 700</u>	<u>395, 300</u>	<u>442, 300</u>
27	<u>223, 000</u>	<u>262, 200</u>	<u>294, 400</u>	<u>337, 800</u>	<u>363, 400</u>	<u>396, 500</u>	<u>442, 900</u>
28	<u>224, 300</u>	<u>263, 100</u>	<u>295, 500</u>	<u>339, 400</u>	<u>365, 100</u>	<u>397, 500</u>	<u>443, 500</u>
29	<u>225, 600</u>	<u>263, 900</u>	<u>296, 600</u>	<u>340, 900</u>	<u>366, 500</u>	<u>398, 600</u>	<u>444, 200</u>
30	<u>226, 700</u>	<u>264, 700</u>	<u>297, 800</u>	<u>342, 500</u>	<u>367, 800</u>	<u>399, 800</u>	<u>445, 000</u>
31	<u>227, 800</u>	<u>265, 500</u>	<u>298, 900</u>	<u>344, 100</u>	<u>369, 000</u>	<u>400, 900</u>	<u>445, 400</u>
32	<u>228, 900</u>	<u>266, 300</u>	<u>300, 100</u>	<u>345, 700</u>	<u>370, 400</u>	<u>402, 000</u>	<u>446, 100</u>
33	<u>230, 000</u>	<u>267, 000</u>	<u>301, 300</u>	<u>347, 400</u>	<u>371, 500</u>	<u>402, 700</u>	<u>446, 600</u>
34	<u>231, 100</u>	<u>267, 800</u>	<u>302, 600</u>	<u>349, 200</u>	<u>372, 400</u>	<u>403, 400</u>	<u>447, 000</u>
35	<u>232, 200</u>	<u>268, 600</u>	<u>303, 900</u>	<u>351, 000</u>	<u>373, 400</u>	<u>404, 100</u>	<u>447, 400</u>
36	<u>233, 300</u>	<u>269, 300</u>	<u>305, 200</u>	<u>352, 800</u>	<u>374, 500</u>	<u>404, 800</u>	<u>447, 800</u>
37	<u>234, 400</u>	<u>270, 000</u>	<u>306, 500</u>	<u>354, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>405, 400</u>	<u>448, 200</u>
38	<u>235, 400</u>	<u>270, 800</u>	<u>307, 800</u>	<u>355, 700</u>	<u>376, 200</u>	<u>406, 000</u>	<u>448, 600</u>
39	<u>236, 400</u>	<u>271, 600</u>	<u>309, 100</u>	<u>357, 100</u>	<u>377, 100</u>	<u>406, 500</u>	<u>449, 000</u>
40	<u>237, 300</u>	<u>272, 300</u>	<u>310, 400</u>	<u>358, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>406, 900</u>	<u>449, 300</u>

41	<u>249, 200</u>	<u>283, 200</u>	<u>321, 900</u>	<u>370, 700</u>	<u>389, 600</u>	<u>418, 700</u>	<u>461, 800</u>
42	<u>249, 900</u>	<u>283, 900</u>	<u>323, 100</u>	<u>371, 500</u>	<u>390, 400</u>	<u>418, 900</u>	<u>462, 100</u>
43	<u>250, 500</u>	<u>284, 600</u>	<u>324, 400</u>	<u>372, 400</u>	<u>391, 200</u>	<u>419, 200</u>	<u>462, 400</u>
44	<u>251, 100</u>	<u>285, 300</u>	<u>325, 500</u>	<u>373, 400</u>	<u>391, 900</u>	<u>419, 500</u>	<u>462, 700</u>
45	<u>251, 800</u>	<u>286, 000</u>	<u>326, 400</u>	<u>374, 300</u>	<u>392, 600</u>	<u>419, 800</u>	<u>463, 000</u>
46	<u>252, 400</u>	<u>286, 600</u>	<u>327, 700</u>	<u>375, 400</u>	<u>393, 300</u>	<u>420, 100</u>	
47	<u>253, 000</u>	<u>287, 300</u>	<u>329, 000</u>	<u>376, 300</u>	<u>394, 000</u>	<u>420, 400</u>	
48	<u>253, 600</u>	<u>287, 900</u>	<u>330, 300</u>	<u>377, 300</u>	<u>394, 700</u>	<u>420, 700</u>	
49	<u>254, 100</u>	<u>288, 600</u>	<u>331, 400</u>	<u>378, 200</u>	<u>395, 200</u>	<u>420, 900</u>	
50	<u>254, 700</u>	<u>289, 200</u>	<u>332, 700</u>	<u>378, 900</u>	<u>395, 800</u>	<u>421, 200</u>	
51	<u>255, 300</u>	<u>289, 900</u>	<u>333, 900</u>	<u>379, 600</u>	<u>396, 400</u>	<u>421, 400</u>	
52	<u>255, 800</u>	<u>290, 600</u>	<u>335, 100</u>	<u>380, 200</u>	<u>397, 100</u>	<u>421, 700</u>	
53	<u>256, 200</u>	<u>291, 100</u>	<u>336, 400</u>	<u>380, 600</u>	<u>397, 500</u>	<u>421, 900</u>	
54	<u>256, 600</u>	<u>291, 700</u>	<u>337, 400</u>	<u>381, 200</u>	<u>398, 100</u>	<u>422, 200</u>	
55	<u>256, 900</u>	<u>292, 300</u>	<u>338, 500</u>	<u>381, 800</u>	<u>398, 700</u>	<u>422, 500</u>	
56	<u>257, 200</u>	<u>293, 000</u>	<u>339, 600</u>	<u>382, 500</u>	<u>399, 200</u>	<u>422, 800</u>	
57	<u>257, 500</u>	<u>293, 600</u>	<u>340, 300</u>	<u>382, 800</u>	<u>399, 600</u>	<u>423, 000</u>	
58	<u>257, 800</u>	<u>294, 200</u>	<u>341, 200</u>	<u>383, 500</u>	<u>400, 200</u>	<u>423, 300</u>	
59	<u>258, 100</u>	<u>294, 800</u>	<u>341, 900</u>	<u>384, 200</u>	<u>400, 800</u>	<u>423, 600</u>	
60	<u>258, 400</u>	<u>295, 500</u>	<u>342, 700</u>	<u>384, 800</u>	<u>401, 300</u>	<u>423, 800</u>	

41	<u>238, 200</u>	<u>273, 000</u>	<u>311, 700</u>	<u>360, 000</u>	<u>378, 700</u>	<u>407, 300</u>	<u>449, 600</u>
42	<u>239, 100</u>	<u>273, 800</u>	<u>313, 000</u>	<u>360, 800</u>	<u>379, 500</u>	<u>407, 500</u>	<u>450, 000</u>
43	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>	<u>314, 300</u>	<u>361, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>407, 800</u>	<u>450, 300</u>
44	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>	<u>315, 400</u>	<u>362, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>408, 100</u>	<u>450, 600</u>
45	<u>241, 400</u>	<u>276, 000</u>	<u>316, 300</u>	<u>363, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>408, 400</u>	<u>450, 900</u>
46	<u>242, 000</u>	<u>276, 700</u>	<u>317, 600</u>	<u>364, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>408, 700</u>	
47	<u>242, 600</u>	<u>277, 400</u>	<u>318, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>409, 000</u>	
48	<u>243, 200</u>	<u>278, 100</u>	<u>320, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>409, 300</u>	
49	<u>243, 800</u>	<u>278, 800</u>	<u>321, 400</u>	<u>367, 600</u>	<u>384, 300</u>	<u>409, 500</u>	
50	<u>244, 400</u>	<u>279, 500</u>	<u>322, 700</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 900</u>	<u>409, 800</u>	
51	<u>245, 000</u>	<u>280, 200</u>	<u>323, 900</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 500</u>	<u>410, 100</u>	
52	<u>245, 500</u>	<u>280, 900</u>	<u>325, 100</u>	<u>369, 600</u>	<u>386, 200</u>	<u>410, 400</u>	
53	<u>246, 000</u>	<u>281, 500</u>	<u>326, 400</u>	<u>370, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>410, 600</u>	
54	<u>246, 400</u>	<u>282, 200</u>	<u>327, 500</u>	<u>370, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>410, 900</u>	
55	<u>246, 700</u>	<u>282, 800</u>	<u>328, 600</u>	<u>371, 300</u>	<u>387, 800</u>	<u>411, 200</u>	
56	<u>247, 000</u>	<u>283, 500</u>	<u>329, 700</u>	<u>372, 000</u>	<u>388, 300</u>	<u>411, 500</u>	
57	<u>247, 300</u>	<u>284, 100</u>	<u>330, 400</u>	<u>372, 300</u>	<u>388, 700</u>	<u>411, 700</u>	
58	<u>247, 600</u>	<u>284, 800</u>	<u>331, 300</u>	<u>373, 000</u>	<u>389, 300</u>	<u>412, 000</u>	
59	<u>247, 900</u>	<u>285, 400</u>	<u>332, 000</u>	<u>373, 700</u>	<u>389, 900</u>	<u>412, 300</u>	
60	<u>248, 200</u>	<u>286, 100</u>	<u>332, 800</u>	<u>374, 300</u>	<u>390, 400</u>	<u>412, 500</u>	

61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	427, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	427, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	427, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	428, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	428, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	428, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	428, 800	

61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	416, 000	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	416, 300	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	416, 500	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	416, 700	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	417, 000	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	417, 300	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	417, 500	

81	<u>264, 700</u>	<u>304, 600</u>	<u>353, 800</u>	<u>394, 900</u>	<u>408, 000</u>	<u>429, 000</u>	
82	<u>265, 000</u>	<u>304, 800</u>	<u>354, 200</u>	<u>395, 400</u>	<u>408, 300</u>		
83	<u>265, 300</u>	<u>305, 100</u>	<u>354, 600</u>	<u>395, 800</u>	<u>408, 600</u>		
84	<u>265, 600</u>	<u>305, 300</u>	<u>355, 000</u>	<u>396, 200</u>	<u>408, 800</u>		
85	<u>265, 900</u>	<u>305, 600</u>	<u>355, 300</u>	<u>396, 500</u>	<u>409, 000</u>		
86	<u>266, 200</u>	<u>305, 800</u>	<u>355, 700</u>	<u>396, 900</u>	<u>409, 300</u>		
87	<u>266, 500</u>	<u>306, 100</u>	<u>356, 100</u>	<u>397, 300</u>	<u>409, 600</u>		
88	<u>266, 800</u>	<u>306, 400</u>	<u>356, 500</u>	<u>397, 700</u>	<u>409, 800</u>		
89	<u>267, 100</u>	<u>306, 700</u>	<u>356, 700</u>	<u>398, 000</u>	<u>410, 000</u>		
90	<u>267, 400</u>	<u>307, 000</u>	<u>357, 100</u>	<u>398, 400</u>	<u>410, 300</u>		
91	<u>267, 700</u>	<u>307, 300</u>	<u>357, 500</u>	<u>398, 800</u>	<u>410, 600</u>		
92	<u>268, 000</u>	<u>307, 600</u>	<u>357, 900</u>	<u>399, 100</u>	<u>410, 800</u>		
93	<u>268, 300</u>	<u>307, 800</u>	<u>358, 100</u>	<u>399, 400</u>	<u>411, 000</u>		
94		<u>308, 000</u>	<u>358, 400</u>	<u>399, 800</u>	<u>411, 300</u>		
95		<u>308, 300</u>	<u>358, 800</u>	<u>400, 100</u>	<u>411, 600</u>		
96		<u>308, 700</u>	<u>359, 100</u>	<u>400, 400</u>	<u>411, 800</u>		
97		<u>308, 900</u>	<u>359, 400</u>	<u>400, 700</u>	<u>412, 000</u>		
98		<u>309, 200</u>	<u>359, 800</u>	<u>401, 000</u>			
99		<u>309, 500</u>	<u>360, 200</u>	<u>401, 300</u>			
100		<u>309, 900</u>	<u>360, 600</u>	<u>401, 600</u>			

81	<u>254, 500</u>	<u>295, 800</u>	<u>344, 100</u>	<u>384, 500</u>	<u>397, 200</u>	<u>417, 700</u>	
82	<u>254, 800</u>	<u>296, 000</u>	<u>344, 500</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>		
83	<u>255, 100</u>	<u>296, 300</u>	<u>344, 900</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>		
84	<u>255, 400</u>	<u>296, 500</u>	<u>345, 300</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>		
85	<u>255, 700</u>	<u>296, 800</u>	<u>345, 600</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>		
86	<u>256, 000</u>	<u>297, 100</u>	<u>346, 000</u>	<u>386, 500</u>	<u>398, 500</u>		
87	<u>256, 300</u>	<u>297, 400</u>	<u>346, 400</u>	<u>386, 900</u>	<u>398, 800</u>		
88	<u>256, 600</u>	<u>297, 700</u>	<u>346, 800</u>	<u>387, 300</u>	<u>399, 000</u>		
89	<u>256, 900</u>	<u>298, 000</u>	<u>347, 000</u>	<u>387, 600</u>	<u>399, 200</u>		
90	<u>257, 200</u>	<u>298, 300</u>	<u>347, 400</u>	<u>388, 000</u>	<u>399, 500</u>		
91	<u>257, 500</u>	<u>298, 600</u>	<u>347, 800</u>	<u>388, 400</u>	<u>399, 800</u>		
92	<u>257, 800</u>	<u>299, 000</u>	<u>348, 200</u>	<u>388, 700</u>	<u>400, 000</u>		
93	<u>258, 100</u>	<u>299, 200</u>	<u>348, 400</u>	<u>389, 000</u>	<u>400, 200</u>		
94		<u>299, 400</u>	<u>348, 800</u>	<u>389, 400</u>	<u>400, 500</u>		
95		<u>299, 700</u>	<u>349, 200</u>	<u>389, 700</u>	<u>400, 800</u>		
96		<u>300, 100</u>	<u>349, 500</u>	<u>390, 000</u>	<u>401, 000</u>		
97		<u>300, 300</u>	<u>349, 800</u>	<u>390, 300</u>	<u>401, 200</u>		
98		<u>300, 600</u>	<u>350, 200</u>	<u>390, 600</u>			
99		<u>301, 000</u>	<u>350, 600</u>	<u>390, 900</u>			
100		<u>301, 400</u>	<u>351, 000</u>	<u>391, 200</u>			

101		<u>310, 100</u>	<u>361, 100</u>	<u>401, 900</u>			
102		<u>310, 400</u>	<u>361, 500</u>				
103		<u>310, 700</u>	<u>361, 900</u>				
104		<u>311, 000</u>	<u>362, 300</u>				
105		<u>311, 200</u>	<u>362, 800</u>				
106		<u>311, 500</u>	<u>363, 200</u>				
107		<u>311, 800</u>	<u>363, 500</u>				
108		<u>312, 100</u>	<u>363, 800</u>				
109		<u>312, 300</u>	<u>364, 200</u>				
110		<u>312, 600</u>					
111		<u>313, 000</u>					
112		<u>313, 300</u>					
113		<u>313, 500</u>					
114		<u>313, 700</u>					
115		<u>314, 000</u>					
116		<u>314, 400</u>					
117		<u>314, 600</u>					
118		<u>314, 800</u>					
119		<u>315, 100</u>					
120		<u>315, 400</u>					

101		<u>301, 600</u>	<u>351, 500</u>	<u>391, 500</u>			
102		<u>301, 900</u>	<u>351, 900</u>				
103		<u>302, 200</u>	<u>352, 300</u>				
104		<u>302, 500</u>	<u>352, 700</u>				
105		<u>302, 700</u>	<u>353, 200</u>				
106		<u>303, 000</u>	<u>353, 600</u>				
107		<u>303, 300</u>	<u>353, 900</u>				
108		<u>303, 600</u>	<u>354, 200</u>				
109		<u>303, 800</u>	<u>354, 700</u>				
110		<u>304, 200</u>					
111		<u>304, 600</u>					
112		<u>304, 900</u>					
113		<u>305, 100</u>					
114		<u>305, 300</u>					
115		<u>305, 600</u>					
116		<u>306, 000</u>					
117		<u>306, 200</u>					
118		<u>306, 400</u>					
119		<u>306, 700</u>					
120		<u>307, 000</u>					

121		<u>315,700</u>					
122		<u>315,900</u>					
123		<u>316,200</u>					
124		<u>316,500</u>					
125		<u>316,800</u>					
定 年 前	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料
再 任 用	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
短 時 間	円	円	円	円	円	円	円
勤 務 職 員	<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>	<u>374,800</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

121		<u>307,400</u>					
122		<u>307,600</u>					
123		<u>307,900</u>					
124		<u>308,200</u>					
125		<u>308,500</u>					
定 年 前	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料	基 準 給 料
再 任 用	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
短 時 間	円	円	円	円	円	円	円
勤 務 職 員	<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

## 第2条 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第26条 (略)	第26条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第29条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第29条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年

前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の51.25  
を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の52.5  
を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第4条 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第5条 飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する</p>

条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の155」とする。

2 (略)

条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の125」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の125」とあるのは「100分の155」とする。

2 (略)

## 第6条 飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) <p>第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>	(期末手当) <p>第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>

(飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 飯塚市企業管理者の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) <p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p>	(期末手当) <p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p>
2 (略)	2 (略)

第8条 飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) <p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)</p>	(期末手当) <p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)</p>

第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の155」とする。

2 (略)

第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の155」とする。

2 (略)

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飯塚市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第26条及び第29条の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 4 第5条の規定による改正後の飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 5 第7条の規定による改正後の飯塚市企業管理者の給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の飯塚市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。